



平成 28 年 8 月 9 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ホ ー プ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 時 津 孝 康  
(コード番号：6195 東証マザーズ・福証 Q-Board)  
問 合 せ 先 取 締 役 大 島 研 介  
(TEL. 092-716-1404)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年 9 月 28 日開催予定の第 23 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

現行定款の一部を次のとおり改めたいと存じます。

#### 1. 定款変更の理由

当社が行う事業活動の現状に即し、また、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）の事業目的を修正・追加するほか、表現の均一化及び明確化を行うため変更するものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第 2 条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 (1) 自治体の財源確保に向けた企画、提案及び運営 <u>(2) 自治体へのコンサルティング業務</u> (新設) (3) 広告代理店業務 (新設) (新設) (4) <u>市場調査、広告、宣伝に関する業務</u> (5) <u>ホームページ作成に関する業務</u> (新設) (新設) (新設) (6) 前各号に附帯する一切の業務	(目的) 第 2 条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 (1) 自治体の財源確保に向けた企画、提案及び運営 (削除) <u>(2) 広告、広報に関する企画及び制作</u> (3) 広告代理店業務 <u>(4) 自治体への営業代行業務</u> <u>(5) 自治体向けビジネス・プロセス・アウトソーシングの受託業務</u> (6) <u>各種マーケティング業務</u> (7) <u>インターネットウェブサイトの作成に関する業務</u> <u>(8) 前各号に関するコンサルティング業務</u> <u>(9) コンピュータシステムの企画、設計、開発、販売、賃貸、保守及び運用</u> <u>(10) コンピュータによる情報処理、情報通信及び情報提供</u> (11) 前各号に附帯する一切の業務

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(業務執行)

第 23 条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

② (条文省略)

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会は、社長が招集し、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

② 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(監査役会の招集通知)

第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この機関を短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(取締役の責任限定契約)

第 38 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

(監査役の責任限定契約)

第 39 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったこと

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(業務執行)

第 23 条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた業務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

② (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会は、社長が招集し、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

② 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(監査役会の招集通知)

第 33 条 監査役会は、会日の3日前までに各監査役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(取締役の責任限定契約)

第 38 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

(監査役の責任限定契約)

第 39 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったこと

による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

(剰余金の配当等の除斥期間)  
第45条(条文省略)

による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

(剰余金の配当等の除斥期間等)  
第45条(現行どおり)

### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日  
定款変更の効力発生日

平成28年9月28日(水曜日)  
平成28年9月28日(水曜日)

以 上